



114
A2918
3



大正十一年五月廿九日於倫敦

オリエンタルバンク會社

桑弗朗斯哥郵便別單

馬寒里郵便副單

植原オリエンタルバンク會社幹事足下

第一郎

去八月十五日附貴翰、即摺寫当月

四日到着、以爲、ぬ是、日、小借債、の、鉄道

大正十一年四月



の造幣所並ニ右關係の條に付子の書翰あり

第二節

且下の通翰中封入の諸書類の寫を讀過し今去る九月二十日附監督インスペの書翰寫成足下は送る是の氏と余と近頃の往復に付ての事候ありをモレー氏其時より西度呼上りたきこと

控訴或書面承認の事あり

第三節

日本政府の幹事として相勤むる事
に付去る六月二十日并に二十九日附の政府の書翰及レー氏を雇ひ其代りとして
政府の幹事並に名代の役を司會社に
命じてあるに付右二十九日附の命令は
之を以て承諾せし事候余今日迄

猶悔い申し置り

茅田節

然ルニカルジル氏及び日本。理事官官ホ
到省あるとして。社會社の承招人。日本政
府の見込。此の趣旨。或十分。説明す
さ。是れあり。於て承招人。日本政府の控り
成心得る事。承諾。政府の。借債
を。承招人。凡そ。會計の。漏。漏。を。た。し。ん。

用意。及び。多量。又は。下。より。申。越。す。

る。手。殊。道。法。を。便。する。為。目。今。承

招人。ホ。力。成。り。て。確。定。の。所。置。成。設

く。と。迄。あり。其。時。は。承。招人。等。の。威。権

を。以。て。取。極。む。手。宜。く。良。法。を。注。意。す

村。度。に。及。び。時。々。或。余。々。改。修。報。告。す

茅田節

口。際。殊。道。の。制。法。十分。満。承。人。又。是。

トレー氏のまを經て命りぬる所居の者も
目録見こはすの約定書迄南の状より海軍
にありぬるに取極全目録して之成快と
もして條々般の或うてとまらば下
さるづし事、口方おたうと遠く東に極めて

吳古古印

借債引南として全税銀も、録する
水納を僅小百萬の高小書入をくらふ而都

會の約束は各自三三〇附の公號より
扱人等討差支哉と此と心得たりみ
ハ鉄道に取建非小目今借債返済
即チ借附證又買戻しの為、総高三
百五十万の全金借入、事を望むが
ハ六九二九日の夕號めて取扱人等之
注意、たりを取扱人等、議あり
日、政府の利益とあるづし、取扱人を

あく施行さざりし見ゆあり

第七節

政府の於てハレ氏茂慮し以テ日本政府の
為ニ用便を以テ事を禁まらざるの趣意
ハ其命を以て十分の認明シヨクハ書
ナシ然レトモ此事の借債ヲ拂フ如中
ナル譯ニ非ス又三月十日附三ノ
ヒタル政府ノ約定書ハ余ク故紙ト見做シ

テ取扱事ヲ得テ尤可約定書ハ一
方ヨリ中立裁判ヲ仰ク事ニシテ
議官ノ説ヲ採ルヘキ事即取扱
ナリ且我曹目今借債説の
出タル事買戻事ニ取扱
事只今九割ハ分チ出ス
又我曹考ル所ニテ前條議論
為省セサル可相場ヲ考メテ買入

仮令ハ一頁之ノ誤ニシテ九
ナハ元ニシテ買入ユルコ

却テ益ナルベシトス且下之ヲ心得ラルベシ

第九節

向來借入トモイフ者其附クテ其ノ意ヲ以テ
望ミタル政府ノ趣意ヲ以テ其ノ決シテ
爭持ヲ生セサル事最モ重要ナリ趣意
ヲ保存シ之ヲ守ラシムル事一ヲ欲ス故ニ取扱ハホ
篤議ニテ可成ト決議ヲナシ設ク相當ノ所
置テ施サシ事ヲ好リス又是支ナクハ何時カトモ

今年ノ約ヲ以テ付テ取置スルニ付取扱人等
ハ更ニ是存ナシ

第九節

日本是下ニ保護シタルトイフモ氏書翰ハ
何モ注目スルキ條ナシ又其存者附テ政府ヘ送ル
ルレハ氏書翰ヘ送ル是下ヨリ書送ニテモ
之ヲ渡サバソシナリ

第十節

七月九日附モレル氏報告云、別紙に洋文
ベキ事ナリ是向來借債處置決定上六連
甚年イタスベキ事、一々疑フモナシ又モレル氏
并に附屬人カレー氏撰奉ナレドモ其極力
得たり故に當時レー氏ヨリ與ヘテ權威ヲ其
他、こ首セシメテ政府ニ任せシム都、當會社、少
得ル事故アルニ由ガレハ、股ノ撰ニテ既、附、共
タル權威ヲ存スルものヲナサルベシ、可々ト政府
トス

トノ關係交際ヲ変更スルニ、既、演、述、シ、ル、如
ク今度採用スベキ債借新法ニ從ヒテ、取、扱、ベ、キ、事
トス

第十一節

巴命アオンシーボルト當會社ノ役所ニ來ルニ、是
下、忠、告、ニ、從、ヒ、日、ノ、渡、ス、ヘ、キ、金、高、昂、ニ、理、事、官、上
野、氏、ノ、屬、シ、勤、ム、ベ、キ、地、位、ヲ、處、置、ス、ル、相、宜、ヨ、注
意、ヲ、ナ、ス、ヘ、シ

第十三節

今日迄、借債高九万九千五百ニルリシクナリ
大抵、株為替ヲ高クシテ金ナリト方今ハ金ナシ
モノ大ダサナシト雖、我財を有スル者未之ヲ出シテ永
クノ利ヲ謀ルヲ好ムナルヘシト思ハル

第十四節

此節所ハ都合ヨリ、海取リ金銀、地金、莫大ニアリテ
直搦鑄造スル許ナリ、取扱ホク之ヲ目撃シ、快ナリトセリ又
甲比丹キンドルヨリ新彩色ノ寫真ヲ、我曹ニ贈ラレ
タリ、足下ヨリ謝辭ヲ述ラレシ事ヲ乞フ

第十五節

余ハレ、以テ處置ヲ都合ヨクナシ、又借債ハ
新借債ヲスレナリトモ、或ハ外ノ仕法ヲスレナリ
トモ、返済セシテ、足下ニ切ニ忠告セシト欲ス、且ツ
我曹ヨリ、彼株主ホヘ、返ル金ヲナシタル、実行見
ハ、足下ニ送リタル、金ノ残高ハ、足下ヨリ之ヲ注意

シテ 倫敦ニ返スヘシト余之ヲ信ス 謹言

頭取チャルレスチュアルト子記

千八百七十年五月十一日於橫濱

オリエンタル・パシフィック會社

日本政府ノ會計事務執政

伊達

大隈

諸閣下ニ白ス

伊藤

余ハテモウチ、エシレー氏、願ニ任セ、其辯駁者ヲ

封入シテ、尋見ニ呈スコレ、鉄道借債ノ事

大 雜 録
日中政府領事官任テ廢シタル去ル六月
廿五日日本政府ノ命令ニ據リテ其ノ辨駁ナリ
余又レ一氏ヨリ其ノ月一日付テ彼辨駁書ヲ
日中政府ノ差込方ヲ以テ我本店ヨリレ一氏ヘ書
送シタル區間ノ間ヲ封シテ其ノ送ルニ供ス
早由類ヲ送ルニ付其ノ由類ヲ送ルニ付
其ノ月十日曾同日亦百部ノ在店ノ由類中ヨリ
次ノ由類ヲナシテ其ノ送ルニ備フ余之ヲ以テ其ノ

ト心得ニテ故ナリ

其ノ月十日曾、亦其ノ由類

其ノ辨駁書ハレ一氏ノ送ルニ付其ノ由類
日中政府ノ心ナレシヨリ其ノ由類ニシテ相違ナ
ハ其趣ニ我書ニ申越カレハシ
其ノ由類ハ其ノ日多儀ノ席ニ持ビシタリレ一氏
其ノ由類ノ文中ニテ其ノ知レタル通り満足ノ所置
ルニハ其ノ見據甚少ナリ似タリカレ共我書ハ

レ一氏之關係セズ日本政府の望ミニ任セ之
中事無ク施スヘキ方其日録ニ取扱ハレ
ト安識セリ多分其後日本税制可
当テ借債返済ガテ始メトナスヘド
思ヘ此今更之ヲ疑ト取定ムル事ハ得ス
然ル時レ一氏ヨリ高当方情ヲ知テ難シ
有テ察スルハ其方ハレ其方法ヲ我曹
ノ思フ所ニテ日本政府ノ信義ヲ保スルニ係

スルモノナレバ其由之ヲ以テ檢査スルモ當
トシ大抵ハ情是ニ所是ニ在ル採我曹力
ヲ以テスベシ

其十月二十日ノ書ヲ見ル

レ一氏ノ書ハ右ノ書同ノ向ケテレ一氏ハ其
レ一氏ノ返答ニ對シテ封入ス借債證ヲ採
ホレテ其後ノ事ハ其方ノ事ニ早便ヲ以テ
其ノ日本政府ノ事ヲ見ル備フ所ニ

レ一氏ノ辯駁書ヲ對シ閣下ヨリ出^レハサルハキ^レ返^レ
翰ハ余喜^テ之ヲ流^スルヲ取^ルヘシ持^リ大^ニ謹^ニ
言

支配人 ジョーセフ ファイスセル

馬

一千九百零七年第十月八日

カルトニコールトテム^ル号^ノ倫敦東^ノ
中央

オリアンタルバンク^ノ會社

一取扱人ホロ^ニ下^ニ白^ス

余謹^テ去^リ弟九月二十日貴翰ヲ^テ受^ケセリ

余^ニ日^中政府ト結^ビタル約束ヲ^テ余^ガ其^ノ領^事官^トシ^テ

タル所業^ニ係^リ諸件^ノ略味^ヲ受^ル者^ニ是^レ下^中ノ議

大 蔵 省

席ニ赴クベシト事ヲ付余カ老ニ所ニテハ是下留ヲ決
議、論ト定ムルヘキニラス只貴會社日本政府主理人ニテ
心得ルニ付是下ホテ寧チシタル換書ヲナシテ事
片ニ換書セシ處ホ百十年五月二十九日ノ命令ヲ
行スルニ難当ノ根據ナキ事ヲ是下ホ長官ニ通達シ
ヘキ誠懇ナリト思ハル

百萬ステルリングノ借債ヲ集ムル事付余ヨリ是府ドノ
約束事ニ付付余ニ委任シテ特權ノ主者トスル事ニ候

ニ於テ是下等モ之ヲ知レリ又貴會社ニ是府有ル事
事ニシテ余ヲ請ル事ヲ承諾シ英國ニ於テ借債借
取済シ付是府ノ支配人ニ得ル事ヲ取極タル時ニ
情事ヲテ是下ニ其考アリシ事論ヲ付タツテ明カナ
抑モ右ノ借債ニ是府ヨリ余ニ命ジテ余又其ノ第四月ニ
出シタル報又其ノ借債ニ是府ヨリ布告シタルナリハ
付付ニ決ルニ候事ニ付トモ余カ申立テ是下ホシテ因
循セシ余ニ於テ深ク嘆スル所ナリ

余の政府は為に集ムヘシト約定スル借債に付証文を呈
古の事ヲ々韓シテ正直ノ手帳ハ貴會社モ又之ヲ知
レリ又和國借債に付約定家カナス通リ常例カシテ余カ
扱ヒテ事ハ是下ホモ之ヲ解セリ又余カ韓又チ以テ之ヲ
タル如シ日本政府領事官トシテ當ルカ借債證又
ノ高價令何事アリトモ昔年五月高價ノ下
政府トリ約束有ニ載セタル金高ヲ踏ハ多債ノ
謬チナナル事ハ是下ホモ亦心ク之ヲ解セリ

貴會社の説こもりてり体を見らるるは下等の本張
て正火の織るるも唱ふる野の去葉空の命令ハ
才高む有更ノ事実ハ聲令せ代々もハ世命令ハ
事休の謬誤より起りたりと是下等向て言ハ
むるを海人
貴會社ハ足り事等の証を強ハるる政家多うとも之ガ
私黨とるを良とせざるも有る代若一其政府の証
信の事等事ハバカとて之を防行せしむと好む也

かゝるべし

中務卿兼右大臣藤原良房の性懐は疎野あくとて下
等のこと憂ぬ何あふふと云う余と解きしもの能く
下等も八景の府のさよりそを會を以て余は文通し
れり而して余より是を神しるべき八景下等も
る府のち死人とて海を對してのりあり

池もとも日本に府と余とのりは起しる後降は
信の事とゆせんことを信を到底良房の性懐は公の

手統とあるものハ余はたても其法家とあり清白は

平一平

